

魚津市で働くみなさま・企業のみなさまへ

企業立地・販路拡大・スキルアップを応援します！



魚津市の特色は、富山湾の海岸から標高 2,400m 以上の山岳地帯まで、直線距離でわずか 25km しかない急峻な地形であることです。

このため山岳地帯に降り注いだ雨や雪が、川や地下水となって流れて富山湾に注ぐまでの水の循環が、ひとつのまちの中で完結します。

この水循環は、「加積りんご」「コシヒカリ」を作る農業や、「寒ブリ」「ホタルイカ」に代表される漁業をはじめ、**半導体や繊維製品を生産する製造業**や、「**壺気楼**」「**埋没林**」などの**観光資源を生かしたサービス業**など、魚津のあらゆる産業の源となっています。

魚津の水循環によって生み出される水は、**優れた水質と市内全域をカバーする豊富な水量**を持ち、そこからつくられた農産物や工業製品は、全国的にも高い評価を受けています。

魚津市の中小企業のみなさまへ

中小企業とは、中小企業基本法第2条に定める法人・個人です。条件にあてまはる自営業主なども制度をご利用いただけます。

研究開発や販路拡大を支援します。

1 中小企業活性化支援事業助成金

助成事業	産学共同研究事業	特許等取得事業
助成条件	中小企業が北陸職業能力開発大学校または富山大学と共同研究や開発を行うこと。	中小企業が弁理士に依頼し、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）を取得すること。
対象経費	共同研究にかかる経費（人件費を除く）	出願にかかる弁理士費用
助成額	対象経費の 2 分の 1 限度額 20 万円	対象経費の 4 分の 1 限度額 20 万円

※この他、中小企業の経営革新計画の策定にかかる助成、新規開業を考えている方向けの助成制度がございます。

2 販路拡大助成金

販路拡大のための出展、ホームページ作成、商品パッケージ作成を行う中小企業や組合等に、経費を助成します。

対象事業	ビジネスフェア等出展	ホームページ作成	商品パッケージ作成
助成要件	市内中小企業が自社製品などを富山県外に出展すること。	自社のホームページを新規に作成すること。（既にホームページを持っている企業は除きます。）	複数の市内中小企業で組織される組合等が、共同で新規に商品パッケージを作成すること。
対象経費	出展料、出展小間料（海外出展の場合、上記に加え通訳報酬、展示品運送費）	作成委託料、ホームページ作成に必要なソフト購入費	開発費、印刷費、事務費
助成額	対象経費の 2 分の 1（1 円未満切捨て）		
限度額	【国内出展】5 万円 【海外出展】20 万円	5 万円	35 万円

従業員のスキルアップを支援します。

3 職業能力開発助成金

助成要件	北陸職業能力開発大学校が実施する職業能力開発セミナーを従業員に受講させること。	新技術習得や新製品開発に係る資格取得のためのセミナーを開講し、従業員に受講させること。
対象経費	セミナー受講料（オーダーメイド型含む）	講師謝礼、講師旅費、教材費、会場使用料、委託料
助成額	対象経費の 2 分の 1 限度額 受講した従業員 1 人につき 2 万円	対象経費の 2 分の 1 または受講した従業員 1 人につき 2 万円のいずれか低い額 限度額 1 事業主につき各年度 20 万円

魚津市で企業立地されるみなさまへ

企業の新規立地・増設・移転・設備投資に対して助成します。

4 企業立地助成金（一部県助成併用）

※5 サテライトオフィス設置促進助成金 との併用不可

◆工場・事業所の新設・増設に対する助成

【対象業種】 県助成 製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報サービス関連産業

市単独 県指定業種の他、市長の特に認める業種

○製造業（ただし、市長が特に認めるものについては、非製造業にもこの表の助成額を適用）

助成区分	市単独	県助成併用		
		通常	特認	大規模特認（情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野事業で、市長が特に認めるものに限る）
投下固定資産額	1億円以上	<新設> 5億円以上 <増設> 15億円以上	投下固定資産額 50億円以上 または 新規雇用 60人以上	100億円以上
新規雇用	5人以上	<新設> 20人以上 <増設> 30人以上		100人以上
助成額	取得額の 10% 限度額 3,000万円	取得額の 10% 限度額 2億円	取得額の 10% 限度額 5億円	取得額の 10% (100億円超の部分については、取得額の 2%) 限度額 30億円

※新規雇用者に新たに県外から転入する従業員が含まれている場合、新設にあっては当該従業員 1人につき 1.5人、増設にあっては当該従業員 1人につき 2人として算定する。（市単独又は県助成併用・通常の企業立地助成金を活用する場合に限る。）

○非製造業

助成区分	市単独	県助成併用			
		通常	デザイン業	特認	大規模特認（情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野事業で、市長が特に認めるものに限る）
投下固定資産額	3,000万円以上	<新設> 5億円以上 <増設> 15億円以上	<新設・増設> 1億円以上	投下固定資産額 50億円以上 または 新規雇用 60人以上	100億円以上
新規雇用	3人以上	<新設> 10人以上 <増設> 15人以上	5人以上 (デザイナー)		100人以上
助成額	取得額の 5% 限度額 1,000万円	取得額の 5% 限度額 1億円	取得額の 5% 限度額 1億円	取得額の 5% 限度額 2億 5000万円	取得額の 5% (100億円超の部分については、取得額の 1%) 限度額 15億円

※新規雇用者に新たに県外から転入する従業員が含まれている場合、新設にあっては当該従業員 1人につき 1.5人、増設にあっては当該従業員 1人につき 2人として算定する。（市単独又は県助成併用・通常の企業立地助成金を活用する場合に限る。）

◆本社機能の県外からの移転に対する助成

【対象業種】 全業種

助成区分	県助成併用	
	通常	大規模特認
投下固定資産額	5,000万円以上	100億円以上
新規雇用	5人以上	60人以上
助成額	取得額の 10% 限度額 5億円	取得額の 10% (100億円超の部分については、取得額の 2%) 限度額 30億円

※通常の区分において、本社機能の移転をする者が中小企業者である場合は、新規雇用 2人以上とする。

◆見学・体験施設等の新設・増設に対する助成

【対象業種】 製造業

助成区分	県助成併用
投下固定資産額	建屋及び償却資産 5,000万円以上
助成額	建屋及び償却資産の取得額の 3分の2（県 1/3、市 1/3） 限度額 4,000万円（県 2,000万円、市 2,000万円）
その他	年間 5,000人以上の来場が見込める施設であること

サテライトオフィスの新設に対して助成します。

5 サテライトオフィス設置促進助成金

※4 企業立地助成金との併用不可

【対象業種】 製造業（研究開発オフィス限定）、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、
広告業、デザイン業、コールセンター業、学術・開発研究機関

【助成要件】 次のいずれにも該当するサテライトオフィスを県外企業が新設すること。

- ・サテライトオフィスに1人以上の従業員が配置されていること。
- ・サテライトオフィスの転賃借契約を締結していないこと。

区分	助成対象経費	補助率	助成金限度額	助成期間
開設費	① 内装改修経費 ② インターネット等回線工事費 ③ 建物セキュリティ経費	30%	100万円	サテライトオフィスの新設に対し 1回限り交付
運営費	① 土地及び建物の賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く） ② 通信回線使用料 ③ 情報システム保守料		10万円（月額）	新設したサテライトオフィスにおいて事業を開始した月から24月が経過するまで

土地・建物の賃借料に対して助成します。

6 賃借料助成

【対象業種】 4 企業立地助成金の対象業種

投下固定資産額	<新設>3,000万円以上 <本社機能移転>5,000万円以上
新規雇用	<新設>製造業10人以上、非製造業5人以上 <本社機能移転>5人以上
助成額	土地及び建物の賃借料の40%（最長3年間） 限度額300万円（1年あたり）

企業の電気料金に対して助成します。

7 電気料金助成

【対象業種】 4 企業立地助成金の対象業種

投下固定資産額	<新設>3,000万円以上 <本社機能移転>5,000万円以上
新規雇用	<新設>製造業10人以上、非製造業5人以上 <本社機能移転>5人以上
助成額	電気料金の25%（最長5年間） 限度額500万円（契約電力1,500kw以上の場合は1,000万円）

企業の環境整備に対して助成します。

8 工場環境整備助成金

【対象業種】 4 企業立地助成金 ◆工場・事業所の新設・増設に対する助成の対象業種

投下固定資産額	1億円以上
新規雇用	<新設>20人以上 <増設>60人以上
助成額	環境整備経費の3分の2 または 新規雇用者1人につき20万円のいずれか低い額 限度額6,000万円

従業員の雇用に対して助成します。

9 雇用促進助成金

【対象業種】 4 企業立地助成金の対象業種

投下固定資産額	<新設・増設（製造業）>1億円以上 <新設・増設（非製造業）>3,000万円以上 <本社機能移転>5,000万円以上
新規雇用	<新設・増設> 製造業5人以上、非製造業3人以上 <本社機能移転>5人以上
助成額	市内在住の新規雇用者1人につき20万円 限度額2,000万円

従業員の雇用促進に対する支援制度

従業員の雇用促進、福利厚生を支援します。

10 障害者雇用奨励金

助成要件	特定求職者雇用開発助成金（厚生労働省）の支給対象となる市内障害者を、常用雇用すること。	職場適応訓練費（厚生労働省）の支給対象となる市内障害者を、訓練終了後に常用雇用すること。
助成額	常用雇用1人につき月額2,000円（最長24か月）	

11 中小企業退職金共済制度加入助成金

助成要件	中小企業が退職金共済（独）勤労者退職金共済機構）または特定退職金共済（商工会議所）に従業員を新規加入させること。	
対象経費	共済加入日から1年分の掛金	
助成額	対象経費の20% 限度額 新規加入従業員1人につき6,000円	

その他の支援制度

開業前のチャレンジ出店！チャレンジショップでの出店を支援します。

12 中央通り名店街チャレンジショップ支援

新規開業をめざす方を、中央通り名店街チャレンジショップへの出店を通して支援します。

出店者負担額	家賃月額1万円（最長12か月）及び共益費・改装費など ※家賃は月額4～5万円ですが、差額を中央通り名店街と魚津市が負担します。
出店要件	・チャレンジショップ出店終了後に、引き続き中央通り名店街で開業すること。 なお、チャレンジショップ出店にあたっては、中央通り名店街との調整が必要となります。 ・魚津中小企業相談所の指導を受けること。

職業訓練を支援します。

13 中高年齢者技能再訓練奨励金

公立の職業訓練施設（富山技術専門学院、富山職業能力開発促進センター）に入校し、職業訓練を受けた離職者の方に、奨励金を交付します。

助成額	【訓練時間 300 時間未満】1万円	【訓練時間 300 時間以上】2万円
申請期限	所定の課程を修了した日から30日以内	
交付要件	・魚津市内に2年以上在住し、入校時に45歳以上65歳未満であること。 ・公立の職業訓練施設に入校し、所定の課程を修了すること。 ・離職者であること。	

内職相談のご案内

14 内職相談

家庭の事情（子育て、定年、介護等）によりご自宅での仕事をお探しの方を対象に内職相談を実施していますので、お気軽にご相談ください。

相談時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談場所	魚津市役所3階 商工観光課

【廃止した支援制度のご案内】※以下の支援制度は、平成31年3月末をもって廃止となりましたのでご注意ください。

- 新規開業助成制度
- 資格取得助成制度
- 中小企業立地促進助成制度
- 中心商店街開業支援助成制度
- 中小企業等設備投資助成制度
- 企業の魅力アップ就業促進助成制度
- 新規創業奨励助成制度
- 地場産品流通促進助成制度
- 未就業者雇用奨励助成制度

※新規開業助成制度は、平成31年度中に新制度を創設する予定としていますので、詳細については魚津市商工観光課へお問い合わせください。

※予算に限りがありますので、助成金を申請予定の方は、必ず事前にご相談ください。

【ご相談・お問合せ先】富山県魚津市商工観光課

電話 (0765) 23-6195 FAX (0765) 23-1060 メール syokokanko@city.uozu.lg.jp